

【北九州市議会について】

- ・市議会に対しては、「北九州市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第 4 条第 2 項」の規定に基づき、公共事業評価における市民意見の募集に係る実施報告及び結果報告、港湾計画への位置付けや公共事業評価での検討事項等について報告を行ってきた。
- ・また、今回の事業費の増額による事業期間の延長及び令和 6 年度から産業廃棄物の受入れを制限することなどについても、常任委員会へ報告している。

【受益対象者及び関係機関】

- ・響灘東地区の公有水面に関し権利を有する者の了解を得て、補償契約の締結に至っている。また、公有水面埋立法に基づき、平成 28 年 6 月に埋立免許を取得済である。

【廃棄物の搬入事業者】

- ・既存の廃棄物処分場において、令和 6 年度から産業廃棄物の受入れを制限することにより令和 13 年度まで延命する。本市は当初、令和 6 年度から全ての産業廃棄物の受入れ停止を予定していたが、既存の搬入事業者や業界団体からの意見を踏まえ、令和 6 年度に限り、上限を設定した上で、受入れを継続することとした。
- ・加えて、市内の民間処分業者に対する受入れ協力の依頼や、搬入事業者に対して新たな処分先や再生利用方法の検討に関する丁寧な情報提供など、支援を行っていく。
- ・しかしながら、産業廃棄物を搬入する市内の中小企業は、新たな処理先の選定の困難さや、遠方の処分場への運搬に係るコスト増を強く懸念しており、一刻も早い完成を要望している。

6. 事業の投資効果やその変化

【事業の投資効果】

- ・今回、実施設計後の構造変更等による事業費の見直しを行い、費用便益分析を実施した。

便益 (B)		費用 (C)	
便益項目	現在価値	費用項目	現在価値
浚渫土砂処分コスト削減	53 億円	事業費	385 億円
廃棄物等処分コスト削減	377 億円	管理運営費	36 億円
残存価値 (土地)	35 億円		
合計 (B)	466 億円	合計 (C)	421 億円

※上記金額は、令和 5 年を基準年とした現在価値である。

費用便益比 (B/C) = 1.1 ※平成 30 年度公共事業再評価時の B/C = 1.6

【一般廃棄物処分場の確保及び適正な処理】

- ・一般廃棄物を適正に処分することにより、市民に衛生的な生活環境を提供することができる。

【廃棄物処分場の確保及び適正な処理、市内中小企業の支援】

- ・産業廃棄物については、適正な処理の確保を通じて、市民の生活環境を保全することができる。また、長期的かつ安定的な処分場を確保することで、中小企業*の産業活動を支援することができる。

(※：市内事業所の 99%、従業員数の約 8 割を占める)

- ・響灘東地区処分場を整備しなかった場合、一般廃棄物については、市外で処分することは非常

に困難であるが、仮に市外処分場で処分することになった場合、整備した場合と比較して、運搬費や処分料等の処分コストが 377 億円増大する。(処分コストは、令和 5 年度を基準年とした現在価値)

【浚渫土砂処分場の確保及び適正な処理】

- 北九州港の令和 4 年取扱貨物量は、約 1 億トンと国内第 5 位であり、本市企業の「ものづくり産業」を支えており、地域産業を物流面から下支えし、地域社会の活力を生み出す役割を果たしている。
- 北九州市に立地している企業の国際競争力を維持・強化するために、「船舶の大型化への対応」「船舶の航行安全性の向上」「既施設の機能維持」に配慮した港湾整備が必要となる。
- 市の港湾事業に伴い発生する浚渫土砂を受入れるものであるため、処分料収入は無い。

【埋立後の土地活用】

- 当処分場の周囲は、-10m 程度の水深を有し、響航路(水深-16m)の近傍に位置することに加え、背後には響灘臨海工業団地が控えていることから、埋立後に出来上がった土地は、大型船舶に対応できる岸壁等の適地となるほか、産業用地として分譲を行う予定であり、貨物量の増加や企業誘致に貢献するものである。

■産業廃棄物処理事業の採算性

- 産業廃棄物処理事業については、受益者負担の考えに基づき、収支がマイナスとならないよう、今後、処理手数料の改定を検討する。
- 併せて、受入れする産業廃棄物の種類や量についても検討を行い、廃棄物処分場の開場(令和 14 年度)までに、新しい受入れ体制を策定する。

7. コスト縮減又は代替案の可能性

【コスト縮減】

- 事業費の縮減について検討を行った結果、管理型護岸の本体となるケーソンの背後の石材を、代替可能な部分は単価の安い材料に置き換えることや、南護岸の遮水工事において、海上施工を予定していたものを、陸上施工に切り替えることなどにより、護岸整備費を約 5 億円削減できる見込みである。(P6 1 (4) コスト縮減)
- 上記以外のコスト縮減策についても引き続き検討を行っているところであり、更なる事業費の削減を図る。

【代替案の可能性】

■廃棄物等について

- 響灘東地区処分場を整備しなかった場合、廃棄物については、市外で処分することは非常に困難であるが、仮に市外処分場で処分することになった場合、整備した場合と比較して、運搬費や処分料等の処分コストが 377 億円増大する。
- なお、市内の陸上での処分場整備は、本市の大部分が市街化区域や風致地区、国立公園・国定公園等で占められており、大規模な処分場の確保が困難である。

■浚渫土砂について

- 響灘東地区処分場を整備しなかった場合、浚渫土砂については、海洋投棄が可能な場所で処分することになるため、整備した場合と比較して、運搬費等の処分コストが 53 億円増大する。

上記 2 点より、代替案はないと考える。

8. 見直し（縮小・休止・廃止・事業期間の延長等）した場合の影響

【埋立処分場の必要性について】

- ・本市では廃棄物の資源化、減量化に努めているが、現状の技術水準及び社会情勢を鑑みて、廃棄物の埋立処分を行わない社会システムの構築は不可能である。

【縮小について】

- ・長期かつ安定的な処分場を確保することは、快適な市民生活や中小企業の安定した産業活動を支えることに繋がる。規模を縮小すると、スケールメリットが低下し、処分単価が高くなるため、市民生活及び産業活動に支障をきたすおそれがある。

【休止・廃止について】

- ・代替の可能性がない事から、休止・廃止はできない。

【事業期間の延長について】

- ・浚渫土砂を処理する安定型処分場は、既存処分場がほぼ満杯となっている。企業の産業活動（船舶の大型化や安全な航行等）に影響を及ぼさないよう、一部護岸は未完成であるが、浚渫土砂投入時に発生する濁りの拡散防止対策を施すことで、令和 6 年度からの受入が可能である。
- ・廃棄物等を処理する管理型処分場は、完全に護岸（遮水工）で密閉する必要があるが、事業期間の延長により受入開始時期が遅れることから、既存処分場を延命するため、令和 6 年度から産業廃棄物の受入を制限せざるをえない状況である。
上記の延命対策を行っても既存処分場は令和 13 年度に容量限界を迎える見込みであり、再度の延命はできない。

以上のことから、本事業について、休止等を行った場合、市民及び市内企業等に不利益を与えることとなり、本市のまちづくりや産業活動にとってマイナスとなる。

9. 事業担当部局の考え方

本事業は、廃棄物処分場を市内に確保するものであり、市民生活及び産業活動において必要不可欠な都市インフラである。

浚渫土砂処分場が令和5年度で受入容量の限界を迎え、廃棄物処分場については、令和6年度から産業廃棄物の受入制限を実施しても、令和13年度に受入容量の限界を迎える見込みであることから、後継処分場の整備を早期に完了させることが必要不可欠である。

また、代替の可能性がないことから、休止・廃止等はできない。

よって、事業を継続するもの。